

議案第40号

つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「記録されたものに限る。」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

令和8年6月11日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、個人番号カードと在留カード等を一体化した「特定在留カード」等の運用が、令和8年6月14日から開始されることに伴い、多機能端末機で印鑑登録証明書の交付申請を行う際に用いる個人番号カードのほかに、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第81号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)、<u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u>又は<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)</u>を用いて、地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する多機能端末機(本市の電子計算機器と電子通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____を用いて、地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する多機能端末機(本市の電子計算機器と電子通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>